

興田地区振興会「退職金規程」

(目的)

第1条 興田地区振興会職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条に定める職員（以下「職員」という。）が退職したときは、この規程により退職金を支給する。

- 2 前項の退職金の支給は、興田地区振興会が各職員について、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

(中退共)

第2条 新たに採用された職員は、就業規則第9条に規定する試用期間を経過し、正式に採用された月に中退共と退職共済契約を締結する。

第3条 退職金共済契約の掛金月額は、別表のとおりとし、毎年4月に調整する。

第4条 休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定勤務日数の2分の1を超えた期間は、中退共の掛金納付を停止する。

第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

第6条 職員の退職事由が諭旨解雇又は懲戒解雇等の場合は、中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

第7条 退職金は、職員（職員が死亡したときはその遺族）に交付する退職金共済手帳により、中退共から支給を受けるものとする。

- 2 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又は遺族に交付するものとする。

(協議)

第8条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合は、職員の代表と協議のうえ改廃することができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区 分	給料表又は職階	掛金月額
常勤職員	1 級	5, 0 0 0 円
	2 級	6, 0 0 0 円
	3 級	7, 0 0 0 円
非常勤職員	所 長	5, 0 0 0 円
	その他の職員	5, 0 0 0 円